

朝霞の森運営委員会会則

(名 称)

第1条 この会の名称は「朝霞の森運営委員会」（以下、「委員会」という。）とする。

(目 的)

第2条 委員会は、朝霞の森憲章に基づき、市民と行政が協力して朝霞の森を守り育て、みんなが楽しく、自分の責任で自由に楽しむことができる、朝霞スタイルの広場を実現していくことを目的とする。朝霞の森での活動を通じて、朝霞市基地跡地の利用と保全のあり方や、市民と行政の協働によるまちづくりの可能性を考え、発信していくことを目指す。

(役 割)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の役割を担う。

- 一 朝霞の森における市民参加活動の企画立案及び活動支援
- 二 朝霞の森の利用ルールの見直しの検討
- 三 朝霞の森の管理運営計画の検討
- 四 朝霞の森運営会議（以下、「運営会議」という。）の内容及び開催日程の決定
- 五 朝霞の森に関する広報活動

(入会・退会)

第4条 朝霞の森運営委員（以下、「委員」という。）は、委員の意思により、いつでも入会又は退会できるものとする。

- 2 入会希望者は、入会届（別紙様式）を第8条に定める委員長へ提出することにより、委員となる。
- 3 委員が退会するときは、退会届（別紙様式）を第8条に定める委員長に提出するものとする。

(委員資格の喪失)

第5条 下記の各号に該当するときは委員の資格を喪失する。

- 一 委員会の会則に違反する行為をし又は委員会の名誉を傷つけ、委員会の決議により委員として不相当と認められたとき。
- 二 委員会の出席回数が、理由なく年間開催回数^{（注）}の過半に達しなかったとき。
- 三 委員会が解散したとき。

(会 費)

第6条 会費の徴収は、行わないものとする。

(委員会)

第7条 委員会は、委員をもって構成する。

- 2 委員会は、毎月1回開催を基本とし、開催日程は委員会において決定する。
- 3 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、決議することができない。
- 4 各議事は、出席者の過半数をもって決し、賛否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 5 委員会の議長は、第8条に定める委員長が行う。

(役員の種類)

第8条 委員会には、次の役員を置く。

- 一 委員長 1名
- 二 副委員長 2名

(委員長)

第9条 委員長は、委員会において、委員の中から選出する。

2 委員長は、委員会を代表する。

(副委員長)

第10条 副委員長は、委員長が委員会において、委員の中から選出する。

2 副委員長は、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員が任期途中で退任した場合、その補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

(事務局)

第13条 委員会の事務局は当分の間、朝霞市都市建設部みどり公園課とする。

(その他)

第14条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において、別に定める。

附 則

この会則は、平成26年1月15日より施行する。

この会則は、平成26年2月20日より施行する。

この会則は、平成26年4月1日より施行する。

この会則は、平成27年1月19日より施行する。